
平成26年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 4 月 会 議 会 議 録 (第 1 日)

議事日程 (第 1 号)

平成26年 4 月 18 日 午前10時00分開議

日程第 1	会議録署名議員の指名	2 番 土谷 勇二 3 番 呼子 好
日程第 2	審議期間の決定	1 日間 決定
日程第 3	諸般の報告	議長 報告
日程第 4	報告第 3 号 壱岐市税条例の一部改正に係る専決処分の報告について	市民部長 説明、質疑なし、報告済
日程第 5	報告第 4 号 壱岐市国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の報告について	市民部長 説明、質疑なし、報告済
日程第 6	議案第41号 平成 2 6 年度壱岐市一般会計補正予算 (第 1 号)	財政課長 説明、質疑なし、討論なし 委員会付託省略、可決
日程第 7	同意第 2 号 壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について	市長 説明、質疑なし、討論なし 委員会付託省略、同意

本日の会議に付した事件

(議事日程第 1 号に同じ)

出席議員 (15名)

1 番 赤木 貴尚君	2 番 土谷 勇二君
3 番 呼子 好君	4 番 音嶋 正吾君
5 番 小金丸益明君	6 番 深見 義輝君
8 番 市山 和幸君	9 番 田原 輝男君
10番 豊坂 敏文君	11番 中田 恭一君
12番 久間 進君	13番 市山 繁君
14番 牧永 護君	15番 鵜瀬 和博君
16番 町田 正一君	

欠席議員（１名）

7 番 今西 菊乃君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	桝崎 文雄君	事務局次長	吉井 弘二君
事務局書記	若宮 廣祐君		

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
教育長	久保田良和君	総務部長	眞鍋 陽晃君
企画振興部長	山本 利文君	市民部長	川原 裕喜君
保健環境部長	斉藤 和秀君	建設部長	原田憲一郎君
農林水産部長	堀江 敬治君	教育次長	米倉 勇次君
消防本部消防長	安永 雅博君	病院部長	左野 健治君
総務課長	久間 博喜君	財政課長	西原 辰也君
会計管理者	土谷 勝君		

午前10時00分開議

○議長（町田 正一君） おはようございます。会議に入る前に御報告いたします。壱岐新報社ほか4名の方から、報道取材のため撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので、御了承願います。

なお、今議会よりタブレットを含む通信機器の使用を、議員と執行部については全議員同意のもと、これを許可しております。ただし、傍聴者については許可をいたしておりませんので、使用される場合はあらかじめ許可願いを提出されるように、よろしくお願いいたします。

今西菊乃議員から欠席の届けがあっております。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

ただいまから、平成26年度壱岐市議会定例会4月議会を開きます。

議事に入る前に、職員の紹介の申し出があっておりますので、これを許します。中原副市長。

○副市長（中原 康壽君） 皆さん、おはようございます。今回の4月の定期異動によりまして、今回の議会から出席をいたします職員の紹介をさせていただきます。

消防長を拝命をいたしました安永雅博氏を紹介をいたしたいと思います。今後ともよろしくお願いいいたします。

○消防長（安永 雅博君） おはようございます。消防長の安永でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（町田 正一君） これより、議事日程表（第１号）により、本日の会議を進めます。

日程第１．会議録署名議員の指名

○議長（町田 正一君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第８８条の規定により、２番、土谷勇二議員、３番、呼子好議員を指名いたします。

日程第２．審議期間の決定

○議長（町田 正一君） 日程第２、審議期間の決定についてを議題とします。

お諮りします。４月会議の審議期間は、本日１日としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 異議なしと認めます。よって、４月会議の審議期間は本日１日と決定いたしました。

日程第３．諸般の報告

○議長（町田 正一君） 次に、日程第３、諸般の報告を行います。

平成２６年壱岐市議会定例会４月会議に提出され、受理した議案等は報告２件、同意１件を含む計４件であります。

監査委員より、例月出納検査の報告書が提出されており、その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧をお願いします。

次に、系統議長会であります。

３月２７日東京都において全国離島振興市町村議会議長会による「国境離島に関する要請活動」に鶴瀬副議長が出席いたしました。

離島振興に係るさらなる支援及び「特定国境離島保全・振興特別措置法（仮称）」の早期制定等について、県選出国會議員を初め離島振興特別委員の各国会議員に対して要請活動を行ってまいりました。

次に、４月９日「平成２６年度長崎県市議会議長会定期総会」が諫早市において開催されました。会議では、平成２５年度事務報告及び決算報告を承認、また平成２６年度予算並びに各市か

ら提出の２３議案及び九州市議会議長会への提出の３議案について審議がなされ、それぞれ可決・決定されたところであります。

なお、本市からは「離島航路の運賃低廉化施策について」と「漁業用燃油高騰対策について」の２件を提出しております。

以上のとおり、系統議長会に対する報告を終わりますが、詳しい資料につきましては事務局に保管いたしておりますので、必要な方は御高覧をお願いします。

今定例会４月会議において、議案説明のため白川市長を初め教育委員会教育長に説明委員として出席を要請しておりますので、御了承をお願いします。

以上で、私からの報告を終わります。

ここで、白川市長より発言の申し出がっておりますので、これを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おはようございます。平成２６年壱岐市議会定例会４月会議の開会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

まず、壱岐市民病院の件でございます。本年４月１日から常勤の外科医師が不在の状態になっておりまして、市民の皆様には大変御心配をおかけしておりますことを、お詫びを申し上げます。

外科の診療体制につきましては、曜日ごとに非常勤外科医師と内科新患対応医で対応することとし、救急については非常勤外科医師及び救急担当医及び当直医で対応することといたしております。これらによりまして、可能な限り支障が出ないような対応に努力をいたしますとともに、常勤医師の早期確保に向け取り組んでまいりますので、御理解賜りますようお願いを申し上げます。

なお、外科診療体制の詳細につきましては、文書での回覧と壱岐市ケーブルテレビにより市民の皆様へ周知を行っておりますので、御確認をいただきますようお願い申し上げます。

さて、本日提出しております案件は、地方税法及び国民健康保険法施行令の一部改正に伴う関係条例の一部改正２件、予算案件１件でございますが、その後、壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを提案させていただく予定でございます。詳細につきましては、担当部長等から説明させますが、慎重な御審議を賜りまして、適正なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

日程第４．報告第３号

○議長（町田 正一君） 次に、日程第４、報告第３号壱岐市税条例の一部改正に係る専決処分の報告についてを議題とします。

報告を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日提出の案件につきましては、担当部長等に説明をさせますので、どうぞよろしくお願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 川原市民部長。

〔市民部長（川原 裕喜君） 登壇〕

○市民部長（川原 裕喜君） 皆さん、おはようございます。それでは、報告第3号について御説明をいたします。

壱岐市税条例の一部改正に係る専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第11条第1項第5号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第11条第2項の規定により報告するものでございます。本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。

専決第6号、専決処分書。

地方自治法等の一部改正に伴い、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり壱岐市税条例の一部改正についての専決処分でございます。

専決処分の理由は、地方自治法等の一部改正する法律が平成26年3月31日に交付をされ、一部規定を除き、同年4月1日から施行されました。これに伴い、壱岐市税条例等においても一部について平成26年4月1日から施行する必要があることから、平成25年3月31日、専決処分により改正をするものであります。

次のページをお開き願います。

壱岐市税条例等の一部を改正する条例。

壱岐市税条例の一部を次のように改正します。内容については記載のとおりでございます。説明資料といたしまして、資料1のページ1からページ15に新旧対照表を配付しておりますので、この資料に基づき御説明をさせていただきます。

それでは、資料1のページ1をお開きください。

壱岐市税条例等の一部改正する条例の新旧対照表でございますが、左側が現行で右側が改正後（案）でございます。

主な改正点を説明をいたします。ページ1から9ページの附則第6条から第6条の3につきましては、単に課税標準の計算の細目を定める規定であり、このことは地方税法にも明記されているものでございます。このため、このような規定は総務省自治税務局長通知により、条例から削

除することが望ましいとされており、今回、これらの条項を削除するものでございます。

次にページ9 中段から記載しておりますように、附則第8 条の改正は、肉用牛の売却による農業所得に係る免税措置等について、適用期限を3 年延長し、平成3 0 年度までとするものでございます。

次に、ページ1 0 に記載しておりますように、附則第1 0 条の2 につきましては、耐震改修が行われた一定の既存建築物に係る固定資産税の減額措置を創設するものでございます。対象となる建築物は、不特定多数のものが利用する大規模な建築物と耐震改修促進計画で指定した建築物でございます。このうち、平成2 6 年4 月1 日から平成2 9 年3 月3 1 日までの間に、国の補助を受けて耐震改修工事を実施したものに係る固定資産税について、その旨を工事完了後3 カ月以内に市に申告をしたものに限り、工事が完了した年の翌年度から2 年度分の対象建築物の税額の2 分の1 を減額する措置を講じるものとしたものでございます。

次に、ページ1 1 から1 2 ページに記載しておりますように、附則第1 7 条の2 の改正は、優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡取得に係る軽減税率について、適用期限を平成2 9 年度まで3 年延長するものでございます。

次に、ページ1 2 中段からページ1 3 に記載しておりますように、附則第2 1 条及び第2 1 条の2 の改正ですが、平成2 0 年度の公益法人制度改革により、従来の公益法人は平成2 0 年1 2 月1 日に特例民法法人へ自動的に移行いたしました。特例民法法人は、公益社団法人、公益財団法人が一般社団法人、一般財団法人のどちらかに移行申請を行う必要があり、平成2 5 年1 1 月3 0 日の移行期限までに移行申請を行わなかった場合は解散とされました。

これに伴いまして、固定資産税につきましては、公益社団法人、公益財団法人に対しましては、旧民法3 4 条法人と同様の非課税措置が講じられる一方、一般社団法人、一般財団法人に移行した特例法人が設置する幼稚園、医療関係者の養成所、各種社会福祉施設、図書館、博物館、学術の研究施設及び寄宿舎につきましては、平成2 5 年度まで引き続き非課税とする措置が講じられました。このたび、平成2 5 年1 1 月3 0 日をもって特例民法法人の5 年間の移行期限が満了したため、これらの非課税措置のうち各種社会福祉施設以外に対するものについては、廃止することとされたものです。このため、条例の改正規定を明確化するとともに、各項の整備を行っております。

次に、ページ1 4 からページ1 5 に記載しておりますように、なお、平成2 5 年壱岐市条例第3 9 号の一部改正につきましては、総務省自治税務局長通知に基づき、所要の改正を行うものでございます。附則といたしまして、施行期日につきましては第1 条、この条例は平成2 6 年4 月1 日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わります。

〔市民部長（川原 裕喜君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

日程第5. 報告第4号

○議長（町田 正一君） 次に、日程第5、報告第4号壱岐市国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の報告についてを議題とします。

報告を求めます。市民部長。

〔市民部長（川原 裕喜君） 登壇〕

○市民部長（川原 裕喜君） 報告第4号について御説明をいたします。

壱岐市国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第11条第1項第5号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第11条第2項の規定により報告するものでございます。

本日の提出でございます。次のページをお開き願います。

専決第7号、専決処分書。

地方自治法等の一部改正に伴い、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり壱岐市国民健康保険税条例の一部改正についての専決処分でございます。

専決処分の理由は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成26年2月19日に地方税法施行令の一部を改正する政令が、平成26年3月31日にそれぞれ交付され、同年4月1日から施行されました。

改正概要は、国民健康保険税の課税限度額が見直されたこと、また国民健康保険税の軽減判定所得の基準も見直され、国民健康保険税の軽減対象が拡大されたことです。これに伴い、壱岐市国民健康保険税条例の改正についても、平成26年4月1日から施行する必要があることから、平成26年3月31日に専決処分により改正するものでございます。

次のページをお開き願います。壱岐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

壱岐市国民健康保険税条例の一部を次のように改正します。

内容につきましては、記載のとおりであります。説明資料といたしまして、資料1のページ16から18ページに新旧対照表を配付しておりますので、この資料に基づき説明をさせていただきます。

それでは、資料1のページ16をお開きください。壱岐市国民健康保険税条例の一部改正する

条例の新旧対照表でございますが、左側が現行で右側が改正後（案）でございます。

主な改正点を御説明いたします。今回の改正は、平成25年12月5日に成立をいたしました社会保障制度改革のプログラム法等において、保険料に係る国民の負担に関する公平の確保についての措置として、国民健康保険の保険税の課税限度額の引き上げ及び国民健康保険の低所得者の保険税負担を軽減する措置として検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする規定されたことを踏まえたものでございます。

ページ16の第2条の改正は、国民健康保険税の課税限度額を見直すものでございます。国民健康保険税の課税限度額は、平成23年度に引き上げられて以来、据え置かれておりましたが、今回、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の現行の14万円から16万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額を現行の12万円から14万円に、それぞれ2万円ずつ引き上げられました。これにより、基礎課税額を含めた課税限度額の合計は、現行77万円から81万円と、4万円の引き上げとなっております。

次に、ページ17をお開きください。第18条の改正については、地方税法施行令の条ずれによる規定の整備を行ったものでございます。

次に、ページ17中段からページ18に記載しておりますように、第23条の改正は、国民健康保険税の軽減判定所得の基準を見直し、低所得者に対する軽減措置を拡充するものでございます。低所得者に係る軽減措置は、所得に応じて応益分被保険者均等割及び世帯別平等割を7割、5割、2割軽減する仕組みで、その財源は保険基盤安定制度による公費、都道府県4分の3、市町村4分の1で賄われておるところでございます。今回の軽減措置の拡充は、5割軽減、2割軽減について行うものであり、基準額の引き上げは平成10年度以来の改正となります。

具体的には、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定の算定における被保険者の数について、これまで世帯主が除かれておりましたけれども、単身世帯も対象とするため、その数に世帯主を含めることとされました。また、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を現行の35万円から45万円として10万円引き上げることとされました。

なお、この改正により必要となる公費につきましては、社会保障の充実に充当する財源の一部として消費税率8%への引き上げによる増収分から充てられることとなっております。

附則といたしまして、施行期日につきましては第1条、この条例は、平成26年4月1日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わります。よろしく願いをいたします。

〔市民部長（川原 裕喜君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑ありませんので、これで質疑を終わります。

以上で、2件の報告を終わります。

日程第6. 議案第41号

○議長（町田 正一君） 次に、日程第6、議案第41号平成26年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。財政課長。

〔財政課長（西原 辰也君） 登壇〕

○財政課長（西原 辰也君） 議案第41号平成26年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

平成26年度壱岐市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ210億7,500万円とします。

第2項は、記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

2、3ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正。歳入及び歳出の補正の款項の区分の補正額等については、第1表、歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

8、9ページをお開き願います。歳入について御説明いたします。14款2項4目農林水産業費国庫補助金地域経済循環創造事業交付金は、3月31日に国の平成25年度補正予算の決定を受けた壱岐東部漁協が計画しております漁船廃油と、冬期の遊休労働力を活用したナマコ等の加工・販売及び養殖による地域資源循環の創造事業に対し、今回5,000万円を追加いたしております。

次に、歳出については別紙資料の平成26年度4月補正予算（案）概要で御説明いたします。資料の2、3ページをお開き願います。

5款3項2目水産業振興費地域経済循環創造事業補助金は、地域の金融機関等との産・学・金・官の連携で実施する壱岐東部漁協のナマコと水産加工施設整備事業に対し、補助金5,000万円を追加補正しております。事業内容として、事前調査、加工作業場の建設、廃油だき温水ボイラーの購入、販路拡大、広告宣伝経費となっております。

詳細については、この後、農林水産部長より説明をいたします。

以上で、平成26年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）について、説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

〔財政課長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 農林水産部長。

〔農林水産部長（堀江 敬治君） 登壇〕

○農林水産部長（堀江 敬治君） 皆様、おはようございます。

水産業振興費の地域経済循環創造事業につきまして、補足説明をいたします。別添資料2ページから3ページをお開き願います。

また、次のページにフロー図をつけておりますので、御参照ください。

まず、総務省の地域経済循環創造事業交付金でございますが、これは地域金融機関から融資を受けて事業化に取り組む民間事業者が、事業化段階で必要となる初期投資費用等について地方公共団体が助成する経費に対し、総務省が1事業当たり5,000万円を上限に交付するとして、交付金として交付するものであります。

今回の補正の理由でございますが、本交付金事業の採択につきましては、長崎県より2月7日に照会があり、いち早く提案書を作成された壱岐東部漁協が壱岐市水産業振興奨励事業の補助対象事業として要望され、3月6日付で交付申請、同月31日付で総務省の交付決定を受けたものであり、本議会にお諮りするものであります。

壱岐東部漁協においては、平成22年度までの10年間で正組合員数が3割減、水揚げ高が4割減、特に、海女漁では7割以上漁獲量が減少している状況であり、さらに長引く燃油価格の高止まりも相まって、サワラ、ブリなどの一本釣り漁業を主体とした従来型の漁業では生計を維持することが困難な状況となっております。

そこで、数年前から内海湾の環境を活用し、昆布、ワカメ及びマガキの養殖に取り組んでいますが、水揚げ後の洗浄、仕分け作業等は屋外で実施している状況であり、作業場の建設を検討していたところであります。

また、平成25年度から試験的にナマコのボイル、塩蔵ナマコの加工事業に着手し、魚価所得向上及び雇用の確保を図るものであります。

事業の概要としましては、事業主体は壱岐東部漁協で、事業名がナマコ等水産加工施設整備事業であります。総事業費6,648万6,000円であります。

その内訳としましては、水産物を加工するために必要な施設整備としまして、鉄骨スレート、平屋建ての加工場のほか、機械設備、備品の購入費などハード事業で5,848万6,000円、また、施設整備と並行して取り組むソフト事業としまして、販路拡大広告宣伝費及び研究開発費や内海湾での安全安心な養殖体制、衛生的な加工場での加工作業までを映像化をし、日本語だけでなく英語、中国語で説明するプロモーションビデオの作成費として800万円であります。

事業費の負担割合は、市補助金すなわち国の交付金が5,000万円、金融機関からの融資が1,548万6,000円、漁協の自己負担が100万円であります。

事業の内容につきましては、内海湾の環境を活用し、ナマコ、カキのほか、海藻類の養殖を行い、ボイル、塩蔵ナマコは主に中国、香港、台湾向けに販売します。カキにつきましては、紫外線殺菌装置を整備し、島内はもちろんのこと、福岡都市圏等に出荷をいたします。

これまで廃棄処分していたカキ殻は、ナマコ種苗の湾外への流出を防ぐために付着技術、漁礁として有効活用が図られます。養殖、ワカメ、昆布の加工製造以外にも、内海湾に繁茂している未利用資源である天然のアカモクに着目し、健康食品製造業者、販売業者に対し、原材料として出荷するほか、新たな特産品として商品開発をするものであります。

また、加工用ボイラーの燃料には、価格が高騰している重油等を利用せず、これまで処理コストがかかっていた漁船の廃油を利用することで燃料費、ランニングコストの削減を図ることができます。

さらに、きめ細かで繊細な加工技術を要するナマコの加工においては、長年にわたりウニ殻の身をかき出し、一粒一粒を整然と並べる作業に従事してきた海女を雇用することで、高品質のボイル、塩蔵ナマコの製造を可能とし、休漁中の海女の雇用の確保が図られます。

これらの養殖事業、販路拡大等の取り組みにつきましては、事業実施主体であります壱岐東部漁協と壱岐市だけでは、目標の達成が難しいと思われますので、長崎県水産部はもとより、関係団体の御協力をお願いしまして、今後指導、助言等を行ってまいります。

以上で事業の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〔農林水産部長（堀江 敬治君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑はありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第41号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 異議なしと認めます。よって、議案第41号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第41号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第41号平成26年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

ここで、議案配付のため、しばらくお待ちください。

日程第7. 同意第2号

○議長（町田 正一君） 次に、日程第7、同意第2号壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 同意第2号壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について、御説明申し上げます。

次の者を壱岐市固定資産評価審査委員会委員に選任するものでございます。本日の提出でございます。

住所、壱岐市郷ノ浦町東触480番地、大久保隆。生年月日は昭和29年2月19日生まれ。提案理由は、壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。本案は前の壱岐市固定資産評価審査委員会委員、草野正純氏の御逝去に伴い、後任として大久保隆氏を壱岐市固定資産評価審査委員会委員に選任するものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては、裏面参考を御参照願います。

御審議賜りまして御同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑はありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 異議なしと認めます。よって、本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、同意第2号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって同意第2号、壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定いたしました。

以上で、予定された議事は終了しましたが、この際お諮りします。

4月会議において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定しました。

_____ . _____ . _____

○議長（町田 正一君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

以上をもちまして、平成26年壱岐市議会定例会4月会議を終了いたします。

本日はこれで散会いたします。

午前10時35分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 町田 正一

署名議員 土谷 勇二

署名議員 呼子 好